

08【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
随時29-006-05	長野県 長野県農業協同 組合中央会	海外からの農業人 材受入に係る規制 緩和	<p>提案Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門技能を有する外国人の農業就労について長野県内一円での解禁を認める。</li> <li>・受入体制としては、JA長野県農協地域開発機構を派遣事業者とし、JA長野県グループがこれを支援する体制を想定。</li> <li>・県としては、関係市町村及び国関係機関と連携した指導体制を整備する。</li> </ul>	農業に係る在留資格の定めがないため、農業に従事することを目的とした在留は認められていない。	出入国管理及び難民認定法第2条の2(在留資格及び在留期間)第2号	一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する外国人が農業に従事するための活動を、在留資格「特定活動」として認める。	法務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府	<p>農業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、本年6月16日に可決・成立、同月23日に公布されたところ。</p> <p>なお、国家戦略特区法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p>
随時29-009	境港市 米子市 大山町	農業分野における 外国人労働力の 活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳥取県西部地区の農業の知識や技術、言葉や生活習慣等を学び外国人技能実習を修了した外国人農業支援人材を地域の特定機関が受入れ、雇用契約を締結し、JAや農業経営体等へ派遣し、農業の生産・加工現場で即戦力として活用する。受入人数は年間150人を想定し、宿舍の提供も行うとともに、適正な労務管理を進める。</li> <li>○ 当地域には、活用の核となる農業法人等の競争力の強い農業の基盤と受け皿があり、派遣するJA共同選果場や農業経営体で、周年での受入体制と多様な活用システムを確立し、外国人農業支援人材とともに築く経営発展モデルの構築や農作物の海外輸出・インバウンド需要等への対応に取り組む。</li> <li>○ 併せて、関係機関の連携と総合力を発揮して、耕作放棄地を解消し、農業中間管理事業による新たな農地集積や活用システムを構築する。</li> </ul>	日本に在留する外国人材は在留資格ごとに活動できる内容が定められているが、現状では、農業については在留資格の定めがないため、就労を目的とした農業には従事できない。	出入国管理及び難民認定法 第2条の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域農業について一定の知識と技能を持ち、日本語能力を有する等の即戦力となる外国人材が行う様々な農業に従事する活動を、在留資格の「特定活動」に位置付け、外国人の農業分野への就労を可能にする。</li> </ul> <p>【想定される外国人農業支援人材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人技能実習制度の修了者</li> <li>・上記相当レベルの研修を送り出し国において修了した者など</li> <li>・単身の受入(家族の受入は想定していない)</li> <li>・一時帰国可能</li> </ul>	法務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府	<p>農業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、本年6月16日に可決・成立、同月23日に公布されたところ。</p> <p>なお、国家戦略特区法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p>
随時29-013-01	群馬県	外国人材の活用 による農業経営発 展の実証とグロー バル化への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県が担い手の経営発展のために外国人の就労に取り組むという、全国展開のケーススタディ。</li> <li>・耕地が標高10mから1,400mに分布し、多様な農業が展開されている立地条件とこれまでの外国人技能実習生の受入れ実績を踏まえ、外国人材活用の様々なビジネスモデルを展開。国家戦略特区において新たに創設された「農業支援外国人受入事業」のモデル実証を行う。</li> <li>併せて、受入体制の整備により、マネジメント力のある外国人材を将来のビジネスパートナーとして育成し海外販路の拡大を図る。</li> </ul> <p>「農業支援外国人受入事業」の実証モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル1:露地野菜地帯 地域年間雇用型(出耕作) 市町村域を超えた出耕作による経営発展に取組み、露地野菜地帯の年間を通じた就労モデル</li> <li>・モデル2:平坦地+中山間地 産地リレー型 平坦地と中山間地との産地間連携による年間を通じた就労モデル</li> <li>・モデル3:平坦地(施設園芸地帯) 施設での年間雇用型 ハウスを利用した周年の施設園芸に取組み、施設園芸地帯の年間を通じた就労モデル</li> <li>・モデル4:全域(畜産地帯) 畜産での年間雇用型 畜産経営(養豚、酪農、肉牛等)の年間を通じた営農モデル</li> <li>・モデル5:露地野菜地帯 繁忙期・農閑期活用型 5～11月の集中的な経営展開に取組み、露地野菜地帯の一時帰国を可能とする経営モデル</li> </ul> <p>※平成28年2月に群馬県昭和村から提案された「農業分野での外国人就労資格の特例」の提案を含める形で県が提案するものとする。昭和村とは調整済み。</p>	現在、農業における外国人の在留資格が認められていない。	・出入国管理及び難民認定法第二条の2	・農業の競争力強化を図るため、一定の知識や技術を有する外国人を雇用契約に基づく労働者として在留資格を認める。	法務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府	<p>農業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、平成29年6月16日に可決・成立、同年9月22日に施行されたところ。</p> <p>なお、国家戦略特区法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p>

08【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
随時29-015-01	(非公表)	農業分野における 外国人労働力の 受入れ	本県の農業の主力品目である露地野菜では、収穫期に作業が集中するなど繁忙期の差が大きく、特に調製作業の労働力が慢性的に不足している状況であるとともに、生産拡大を支援するための生産者団体等が運営する集出荷場における調製・出荷作業等の支援においても人材の不足が深刻であるため、農業経営体の作業が集中する期間や生産者団体が運営する農作業支援施設の需要に応じ、受入機関が雇用契約を結んだ外国人人材を派遣することができる制度を設け、農業経営体の生産拡大を支援し、農地集積や法人化を促進する。	日本に在留する外国人は在留資格毎に活動できる内容が定められているが、現状においては、就労を目的とした農作業への従事は認められていない。 (国家戦略特区の区域においては可能となる見込みであるが、本県は国家戦略特区の区域に指定されていない。)	・国家戦略特別区域を定める政令(平成26年政令第百七十八号)  ・出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項	国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域に、本県の区域を追加し、一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する等の外国人人材が本県で農業に就労できるよう、在留資格の「特定活動」に位置付ける。	法務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府	農作業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、平成29年6月16日に可決・成立、9月22日に施行されたところ。 なお、国家戦略特区法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。
随時29-017-01	横浜市	ホテルシップの実 施に関する旅館業 法の適用除外	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における多数の大会関係者や観客の来訪に備え、国が「クルーズ船のホテルとしての活用に関する分科会(ワーキンググループ)」を開催し、ホテルシップを実施する際の検討課題を整理しているところである。 本市としては、ホテルシップの実施場所となる可能性が高いうえ、市内における宿泊施設の供給確保や特徴ある宿泊施設の提供を通じた観光の魅力向上を図りたいと考えているが、現時点では関連する法令の整理途上であり、いくつかの事案については自治体の判断に委ねられる可能性がある。 そこで、国との連携も図りつつ、特に課題となる <u>旅館業法</u> について、(特区民泊と同様に)適用除外とする。	ホテル営業許可に係る施設の構造設備等の基準	旅館業法第3条及び第4条  厚生省生活衛生局指導課長通知(平成元年9月20日 衛指第161号)	ホテルシップに使用する船舶は現在外航客船として運航している船舶を想定しており、ホテルシップとしての使用を終えた後も外航客船として運航するものである。国際航海に使用される外航客船は、国際条約及び船籍国の基準等に基づき旅客船安全証書等の発給を受けており、長期間の航海に伴う宿泊においても十分な衛生環境、防火構造及び消防設備が保たれている。 一方、旅館業法における構造設備の基準については無窓客室を設けることができないなど、現在運航している外航客船の構造設備と合致しない部分があり、ホテル営業の営業許可を受けたとしても稼働率が著しく低下し採算性を確保できないことは明らかである。 そこで、現在外航客船として使用されている船舶をふ頭に係留しホテル営業を行う場合、ホテルシップは「 <u>貨客の運送途上の船舶</u> 」として取扱ひ、 <u>旅館業法の適用除外</u> とすることを御検討いただきたい。	厚生労働省	○クルーズ船を含めた船舶については、元来貨客の運送を行うことを主な目的とし、宿泊はそれに伴う附随的行為であることから、旅館業法の適用対象としていないが、クルーズ船を一定期間停留させ、乗客以外の宿泊のみを目的とし、宿泊料を受けて宿泊させる営業を行う場合は、旅館業法の許可が必要と考えている。なお、過去にも、営業の許可を受けた事例はある。  ○現行の旅館業法では、許可に当たって、営業者に対する衛生に必要な措置として、窓のない客室は設けないこととしているが、「クルーズ船のホテルとしての活用に関する分科会」及び国家戦略特区ワーキンググループでの議論を踏まえ、厚生労働省としては、オリンピック・パラリンピックのような多数の来訪者が見込まれる大規模なイベント開催を前提とする、クルーズ船を活用した宿泊サービスに係る許可申請について、窓のない客室においても、自治体の判断により許可を与えることを可能とする旨の通知を、平成30年の春頃を目途に発出することとしていることから、特区制度による措置を講ずるまでもなく、対応は可能と考えている。



08【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
随時29-016-01	長崎県	【ながさき農林業・農山村活性化特区】 農業分野における外国人材受入れのためのスキーム構築 (長崎県における具体的な事業実施の提案)	<p>特定機関が事業参入しやすい環境を整備するとともに、大規模農業経営体だけでなく、中小経営体であっても外国人材就労を受け入れることができるシステムを構築</p> <p>【事業の実施内容】 ●県等が出資する特定機関の設立 農業は、天候や農閑期のリスクが高く大手人材派遣社会でも取扱が少ないため、県等が出資する特定機関を設立し共同で事業実施(技術習得や担い手育成機能も担う)</p> <p>●JA出資法人による農作業請負を併せて実施 個別の農業経営体には周年派遣が難しいため、JA出資法人が外国人材を受入れ、コストやリスクを最小化(個別の農業経営体に応じた支援)</p> <p>●監理団体と連携した外国人材の確保 技能実習監理団体や海外農業大学との協力・連携</p> <p>●地域と連携した受け入れ態勢の整備 外国人が安心して暮らせるよう、市町の遊休施設を活用した住居の確保や住民との交流などを行う受入市町連絡協議会を設立</p>	<p>●労働者派遣法においては、派遣先事業所は、原則として3年を超える継続した派遣労働者の受入ができないこととなっている。仮に3年を超えて受け入れる場合は、「①事業所の労働組合等」の意見を聴取し同意をとる。(若しくは従業員の代表から同意をとる) 「②従業員がいない事業所は3ヶ月以上のクーリング期間が必要」となっている。</p> <p>●農業分野で就労が可能となる外国人材にあっても、年金等への加入が義務づけられているが、当該特区制度においては、就労期間が3年間に限定されており、給付要件を満たさないことが明らかであり、保険料納付が負担となる。</p>	<p>●労働者派遣法第40条の2</p> <p>●国民年金法第7条、厚生年金保険法第9条</p>	<p>●農業経営体への労働者派遣については、事業所単位の期間制限を適用しない。 ⇒農業経営体へ切れ目なく労働者派遣が実施されることから、農業経営に計画的に取り組むことができ、規模拡大等が推進される。</p> <p>●就労期間が限定されている外国人材については、年金の被保険者として取り扱わない。 ⇒外国人材を派遣するにあたって必要となる負担が軽減されることで、利用料金の低下や外国人材の確保が推進される。</p>	厚生労働省	<p>労働者派遣制度においては、常用労働者との代替を防止する観点から、派遣先の事業所等ごとの業務における有期雇用派遣の受入れについて原則3年までとする事業所単位の期間制限を設けている。 ご提案のように農業分野において外国人材による労働者派遣を受け入れる場合であっても、派遣先の農業経営体において常用労働者との代替が生じる可能性があることから、派遣先である農業経営体に限って、事業所単位の期間制限の適用除外とすることは困難である。 なお、派遣先の農業経営体が過半数労働組合又は過半数代表者の意見を聴いた場合には、3年以内の期間であれば派遣可能期間を延長することが可能であるため、派遣先の農業経営体の実態を踏まえて、適切に対応いただきたい。</p> <p>我が国に居住する外国人に対して、自国民と同じように社会保障制度を適用することは、国際的にも要請されているところであり、国民年金制度においては、日本国内に住所を有している外国人の方については、昭和57年1月から国籍要件が撤廃されたことに伴い、強制加入被保険者とされている。 また、公的年金制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、老齢、障害、死亡時の本人又は遺族の生活保障を行うために強制適用としている。 以上の歴史的経緯や生活保障の必要性を考慮すると、外国人労働者についても同様に社会保障を適用していくことは必要であると考えます。</p>
随時29-012	社会福祉法人絆友会	小規模保育事業所改革 ～定員19名の呪縛～ ～2歳児までの呪縛～	<p>【小規模保育事業所】定義 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業</p> <p>以下の記載に変更を望みます。 ・満三歳未満→満六歳未満 ・利用定員が六人以上十九人以下→利用定員の六人以上十九人以下、しかし、満三歳以上が満六歳未満までの継続利用を望む際はこれに限らない。 小規模保育事業所が全年齢対応になることで、より待機児童の解消に貢献していきます。 ・定員が19名のまま3歳児以降を受け入れるのは、3歳児以降の公定価格が下がる兼ね合いから運営が圧迫される。 このため、2歳児以降の園児は、保育室の有効面積に空きがある限り、継続利用のみできるように定員を見直すことで、事業者も継続利用を積極的に受け入れることで待機児童の解消に貢献する。</p>	<p>・対象年齢 ・定員</p>	児童福祉法第6条の3第10項	<p>小規模保育事業所の定員の見直し ・現状の定員19名を定員43名に引き上げる制度とする。</p> <p>中規模保育事業所の追加 定員43名となります。中規模保育事業所の制度とする。</p> <p>中規模保育事業所の公定価格作成 公定価格では、小規模保育事業所の3歳児以降がないため対応できない。 新たに作成もしくは認可保育所の40名から50名のくくりを使用できる制度とする。</p> <p>対象年齢の見直し 現状0～2歳までの年齢を0～5歳までとする。2歳児以降は、継続利用に限り、定員の見直しを行い保育できる制度とする。</p>	厚生労働省 内閣府	<p>【定員の引き上げ】 ○小規模保育事業については、保育園が定員20名以上であることから、 ・土地の確保が困難な都市部や ・人口減少地域 において、より機動的なニーズ対応が可能となるように「定員19名以下」としているところである。 ○したがってご提案の20名以上の事業所の設置ニーズについては、保育園の整備により対応可能であり、小規模保育事業の制度変更を行う必要はない。</p> <p>【対象年齢拡大及び公定価格について】 ○平成29年9月22日に国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律が施行され、国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、認定区域計画に定められた事業実施区域において、事業者の判断により、保育する児童の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることができる事業として、国家戦略特別区域小規模保育事業を実施する事業が創設され、3歳以上児の公定価格を新たに設定した。 ○よって、ご提案の対象年齢の見直し及び公定価格の設定については、対応済み。</p>